

## 【 附 属 資 料 】



# 令和5年度 児童相談の状況について

## 1 児童相談の対応状況

令和6年6月  
青少年家庭課

相談種別	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村	
養護相談 (虐待相談を含む)	1,269	47.4%	557	54.0%	1,138	48.0%	697	68.5%	1,247	50.3%	694	81.2%
保健相談	1	0.0%	7	0.7%	0	0.0%	3	0.3%	1	0.0%	3	0.4%
障がい相談	1,071	40.0%	42	4.1%	955	40.3%	19	1.9%	982	39.6%	10	1.2%
非行相談	48	1.8%	5	0.5%	48	2.0%	5	0.5%	55	2.2%	3	0.4%
育成相談	246	9.2%	247	23.9%	204	8.6%	165	16.2%	173	7.0%	34	4.0%
その他	45	1.7%	174	16.9%	25	1.1%	128	12.6%	22	0.9%	111	13.0%
合計	2,680	100.0%	1,032	100.0%	2,370	100.0%	1,017	100.0%	2,480	100.0%	855	100.0%

※小数第二位四捨五入

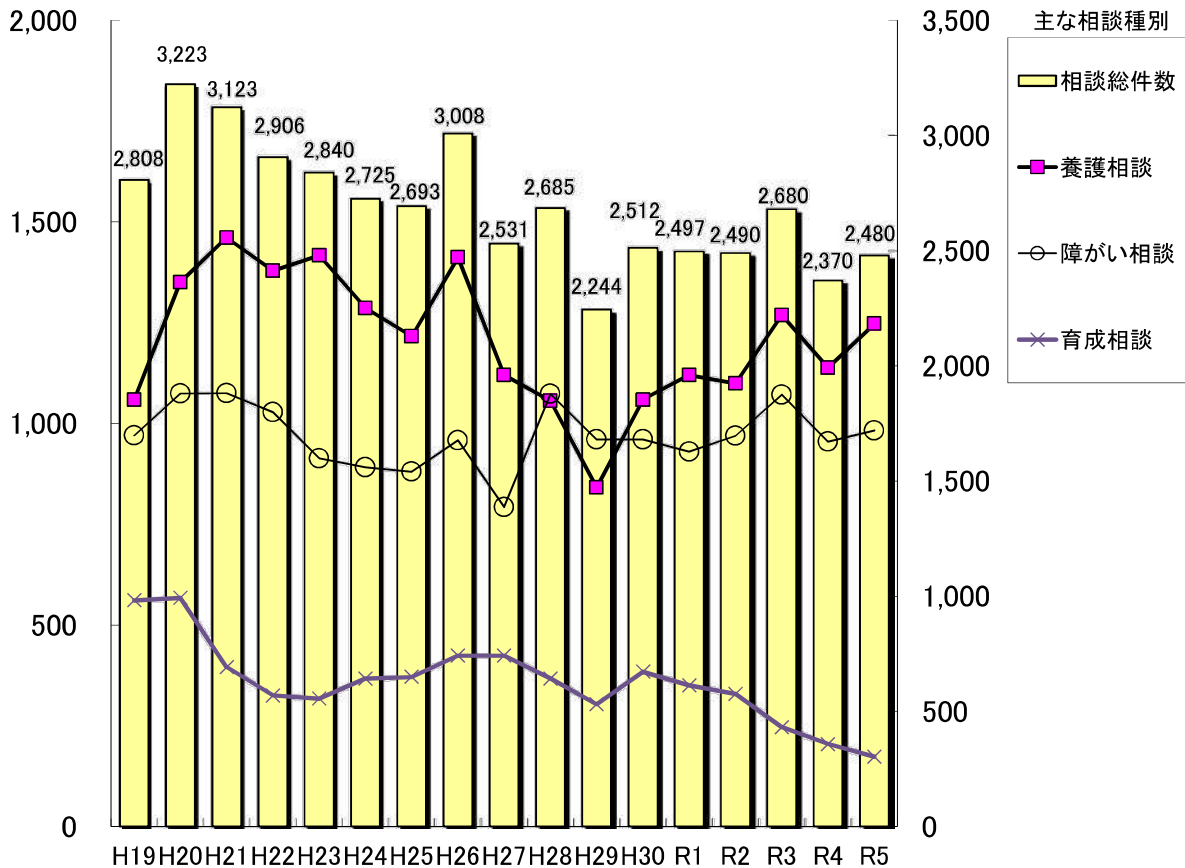
○令和5年度の対応件数は、児童相談所で2,480件（\*前年度比：110件増/約4.6%増）。  
市町村は855件（\*前年度比：162件減/約15.9%減）

○相談種別は、児童相談所は養護相談が最も多く、次いで障がい相談、市町村では養護相談が最も多く、次いでその他の相談となっている。

相談種別件数  
(折線グラフ)

### 児童相談所における児童相談対応状況の推移

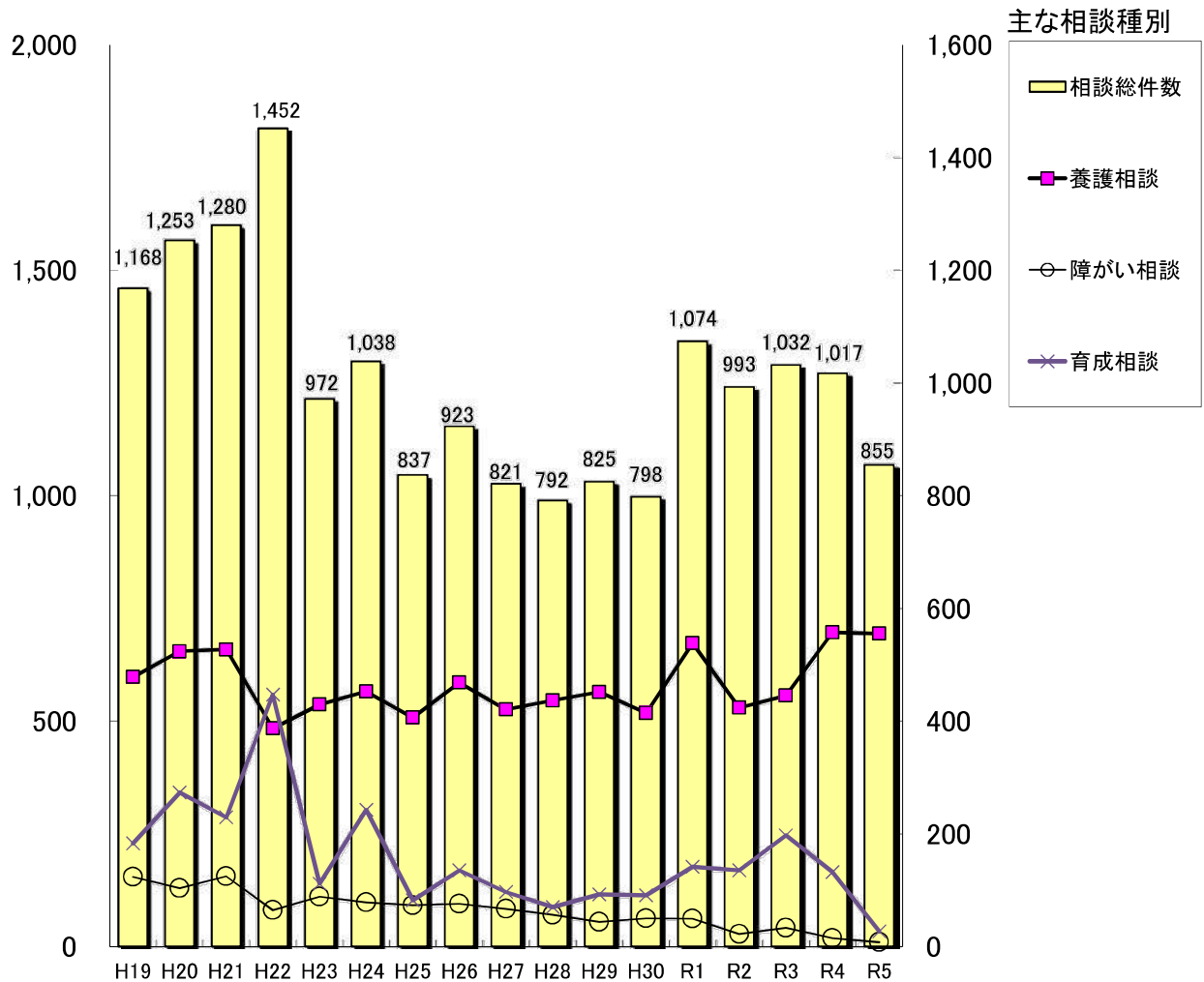
総件数(棒グラフ)



相談種別件数  
(折線グラフ)

## 市町村における児童相談対応状況の推移

総件数(棒グラフ)

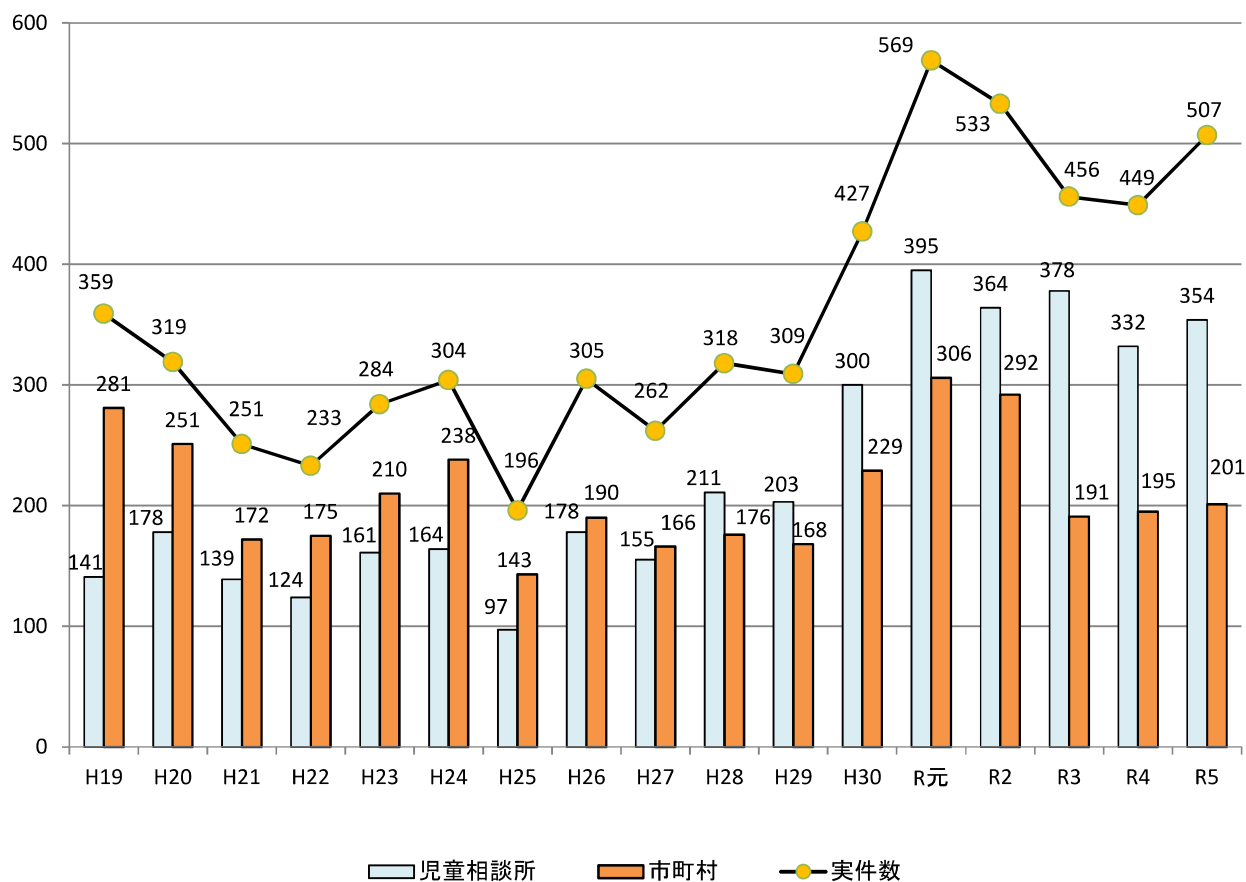


### 《参考》相談の種類及び主な内容

1. 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、児童虐待等の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
2. 保健相談	低出生体重児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)を有する児童に関する相談
3. 障がい相談	肢体不自由、視聴覚障がい、言語発達障がい、重症心身障がい、知的障がい、発達障がいに関する相談
4. 非行相談	
ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談
5. 育成相談	性格行動、不登校、適正(進学適性・職業適性・学業不振等)、育児・しつけに関する相談
6. その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

## 2 児童虐待相談の状況

○児童虐待相談対応(認定)件数の推移



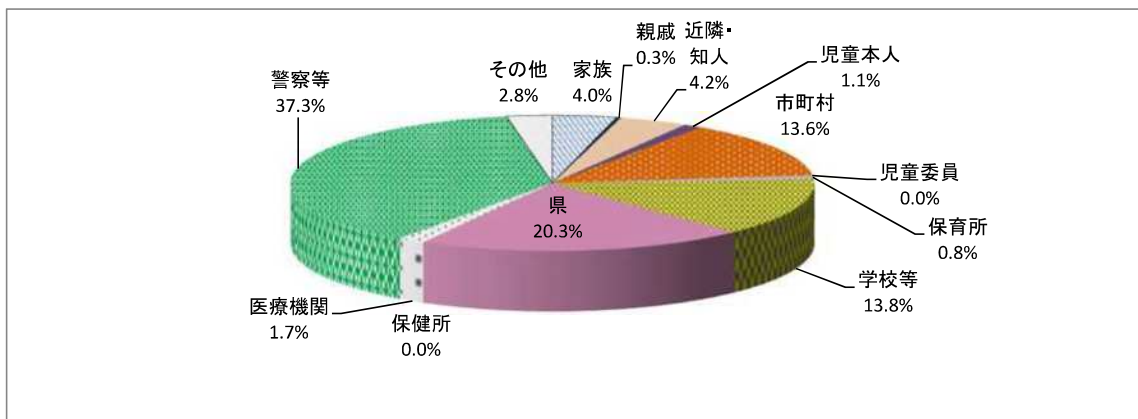
- 令和5年度の児童虐待相談の対応(認定)件数は、児童相談所が354件(前年度比約6.6%の増)、市町村が201件(前年度比約3.1%の増)となった。
- 児童相談所と市町村で連携して関わった重複ケース48件を除くと、県内で新たに児童虐待相談として対応(認定)した件数は507件で前年度比約12.9%の増となった。

- ・令和3年度：456件《378件(児童相談所分)+191件(市町村分)-113件(重複分)=456件》
- ・令和4年度：449件《332件(児童相談所分)+195件(市町村分)-78件(重複分)=449件》
- ・令和5年度：507件《354件(児童相談所分)+201件(市町村分)-48件(重複分)=507件》

(1)-1 受付経路(児童相談所)

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	児童委員	保育所	学校等	県	保健所	医療機関	警察等	その他	計
R3年度	41	2	15	4	56	0	3	54	70	0	10	107	16	378
	10.8%	0.5%	4.0%	1.1%	14.8%	0.0%	0.8%	14.3%	18.5%	0.0%	2.6%	28.3%	4.2%	100.0%
R4年度	26	4	10	2	40	0	4	33	69	0	5	123	16	332
	7.8%	1.2%	3.0%	0.6%	12.0%	0.0%	1.2%	9.9%	20.8%	0.0%	1.5%	37.0%	4.8%	100.0%
R5年度	14	1	15	4	48	0	3	49	72	0	6	132	10	354
	4.0%	0.3%	4.2%	1.1%	13.6%	0.0%	0.8%	13.8%	20.3%	0.0%	1.7%	37.3%	2.8%	100.0%

○令和5年度 児童相談所における児童虐待相談受付経路



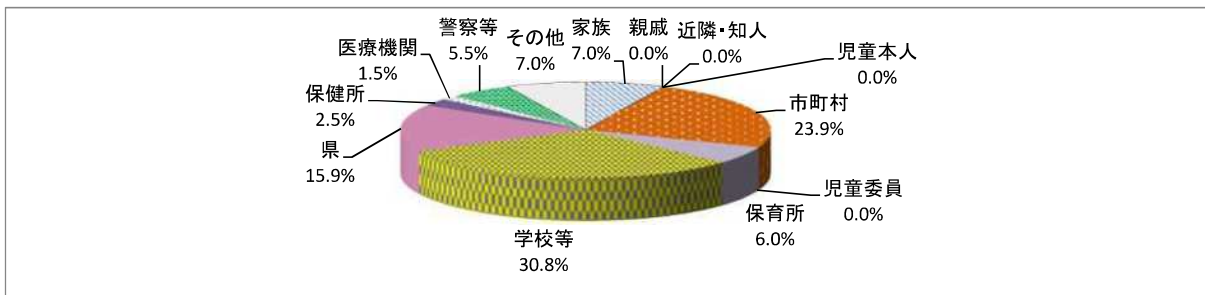
○児童相談所に寄せられた児童虐待相談は、警察等からが132件（前年度比9件の増）で最も多く、全体に占める割合は37.3%となっている。次いで県、学校等、市町村からとなっている。

○児童相談所への通告件数については、令和3年度が724件、令和4年度が786件、令和5年度が816件となっており、前年度に比べ30件（約3.8%）増加している。

(1)-2 受付経路(市町村)

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	児童委員	保育所	学校等	県	保健所	医療機関	警察等	その他	計
R3年度	13	0	5	0	51	0	4	42	47	0	0	15	14	191
	6.8%	0.0%	2.6%	0.0%	26.7%	0.0%	2.1%	22.0%	24.6%	0.0%	0.0%	7.9%	7.3%	100.0%
R4年度	9	0	1	0	38	0	29	34	49	0	2	20	13	195
	4.6%	0.0%	0.5%	0.0%	19.5%	0.0%	14.9%	17.4%	25.1%	0.0%	1.0%	10.3%	6.7%	100.0%
R5年度	14	0	0	0	48	0	12	62	32	5	3	11	14	201
	7.0%	0.0%	0.0%	0.0%	23.9%	0.0%	6.0%	30.8%	15.9%	2.5%	1.5%	5.5%	7.0%	100.0%

○令和5年度 市町村における児童虐待相談受付経路

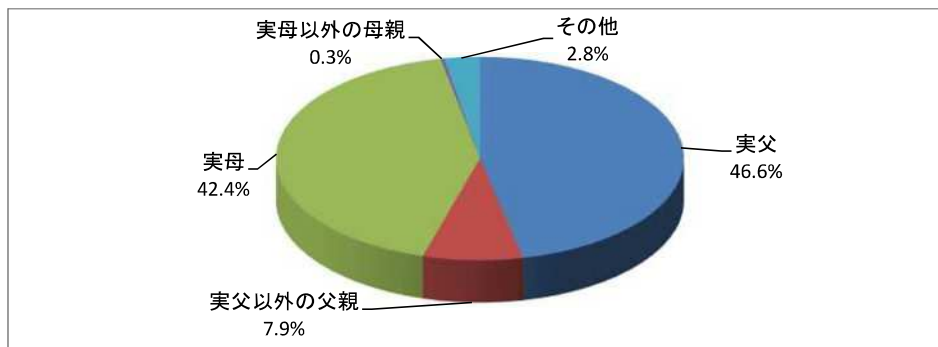


○市町村に寄せられた児童虐待相談は、学校等からが最も多く、次いで、市町村（他市町村、他部署等）、県（児童相談所等）からとなっている。

(2)-1 主な虐待者(児童相談所)

区分	実父		実父以外の父親		実母		実母以外の母		その他		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
R3年度	165	43.7%	26	6.9%	166	43.9%	4	1.1%	17	4.5%	378	100.0%
R4年度	136	41.0%	20	6.0%	162	48.8%	1	0.3%	13	3.9%	332	100.0%
R5年度	165	46.6%	28	7.9%	150	42.4%	1	0.3%	10	2.8%	354	100.0%

○主な虐待者

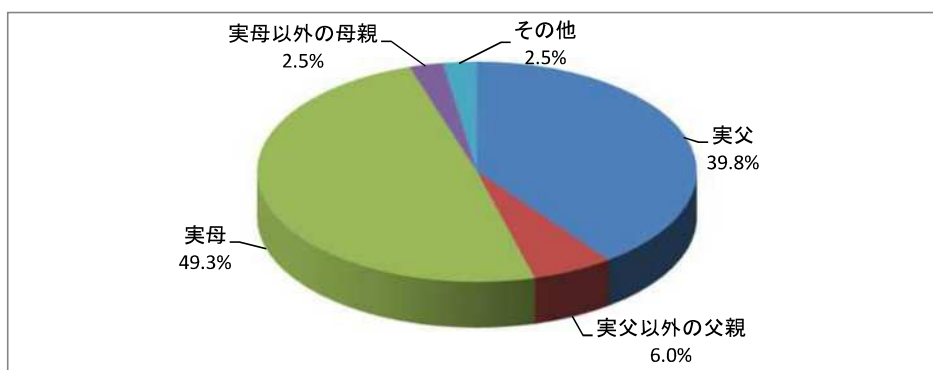


○主な虐待者は、実父が165件（46.6%）と最も多く、次いで実母が150件（42.4%）、実父以外の父親が28件（7.9%）となっている。

(2)-2 主な虐待者(市町村)

区分	実父		実父以外の父親		実母		実母以外の母		その他		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
R3年度	69	36.1%	11	5.8%	100	52.4%	1	0.5%	10	5.2%	191	100.0%
R4年度	83	42.6%	7	3.6%	93	47.7%	0	0.0%	12	6.2%	195	100.0%
R5年度	80	39.8%	12	6.0%	99	49.3%	5	2.5%	5	2.5%	201	100.0%

○主な虐待者

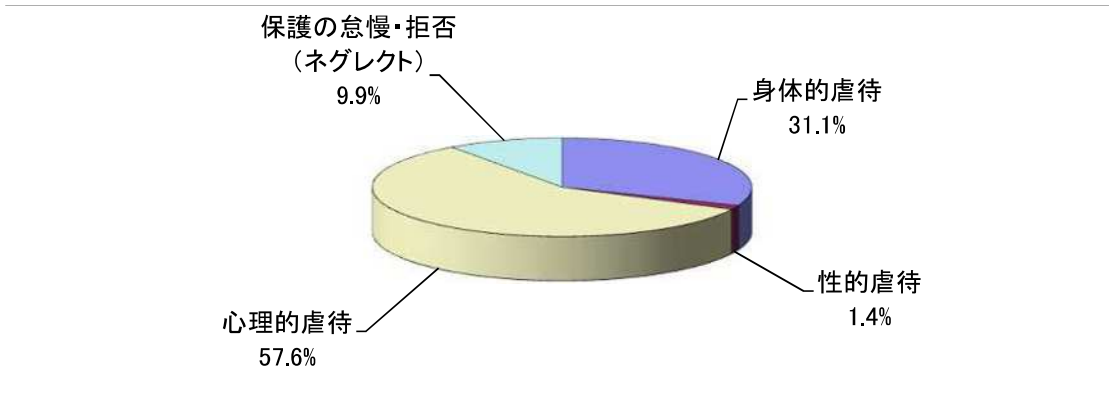


○主な虐待者は、実母が99件（49.3%）と最も多く、次いで実父が80件（39.8%）、実父以外の父親12件（6.0%）となっている。

### (3)-1 虐待種別(児童相談所)

区分	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
R3年度	91	24.1%	1	0.3%	205	54.2%	81	21.4%	378	100.0%
R4年度	79	23.8%	5	1.5%	186	56.0%	62	18.7%	332	100.0%
R5年度	110	31.1%	5	1.4%	204	57.6%	35	9.9%	354	100.0%

○虐待種別

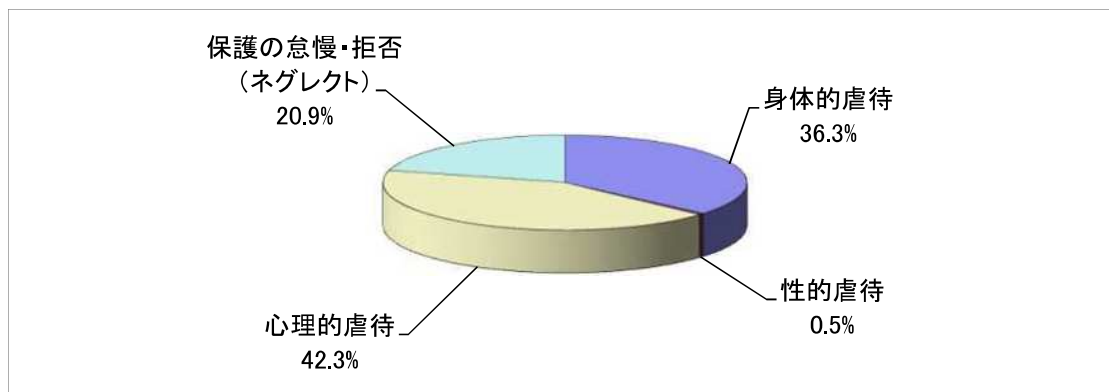


○虐待の種別を見ると、心理的虐待が204件（うち面前DV等が60件）（57.6%）で最も多く、次いで、身体的虐待が110件（31.1%）、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が35件（9.9%）となっている。

### (3)-2 虐待種別(市町村)

	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
R3年度	51	26.7%	1	0.5%	94	49.2%	45	23.6%	191	100.0%
R4年度	57	29.2%	0	0.0%	97	49.7%	41	21.0%	195	100.0%
R5年度	73	36.3%	1	0.5%	85	42.3%	42	20.9%	201	100.0%

○虐待種別



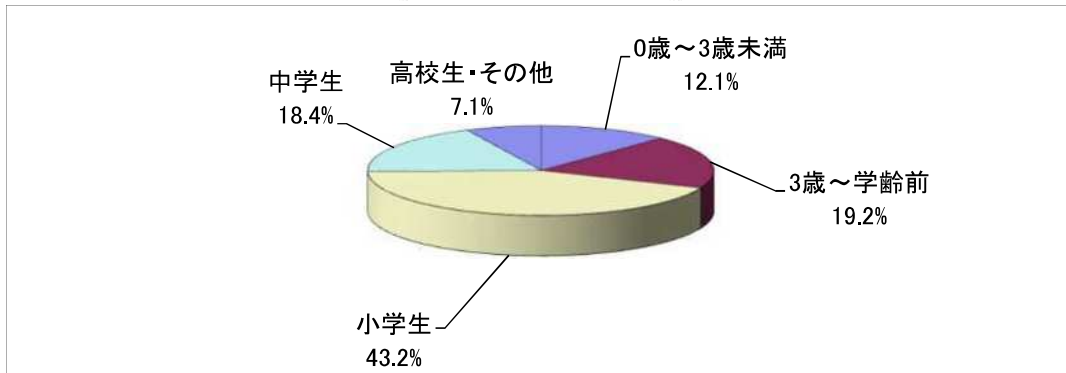
○虐待の種別を見ると、心理的虐待が85件（うち面前DV等が27件）（42.3%）で最も多く、次いで、身体的虐待が73件（36.3%）、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が42件（20.9%）となっている。



#### (4)-1 被虐待者の年齢(児童相談所)

区分	0歳～3歳未満 (0～2歳)		3歳～学齢前 (3～6歳)		小学生 (7～12歳)		中学生 (13～15歳)		高校生・その他 (16～18歳)		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
R3年度	52	13.8%	89	23.5%	145	38.4%	65	17.2%	27	7.1%	378	100.0%
R4年度	46	13.9%	93	28.0%	116	34.9%	58	17.5%	19	5.7%	332	100.0%
R5年度	43	12.1%	68	19.2%	153	43.2%	65	18.4%	25	7.1%	354	100.0%

○被虐待者の年齢

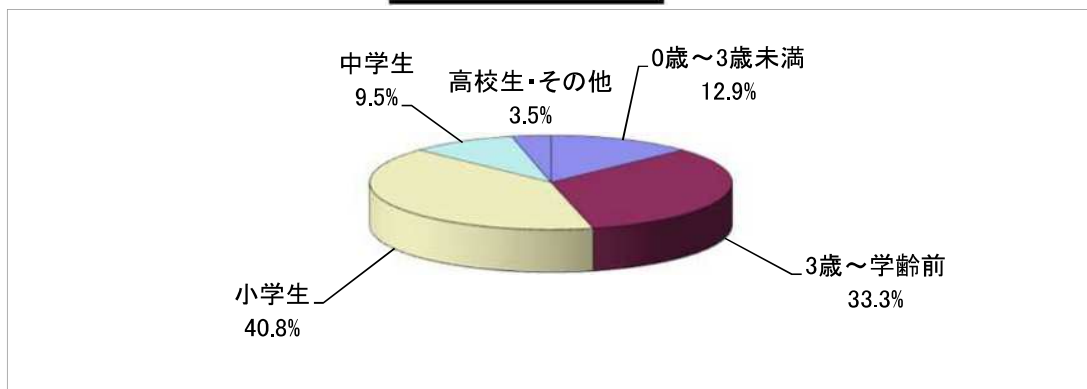


○虐待を受けている子どもの年齢をみると、小学生が153件（43.2%）、3歳～学齢前が68件（19.2%）、中学生が65件（18.4%）、0歳～3歳未満が43件（12.1%）等となっている。

#### (4)-2 被虐待者の年齢(市町村)

区分	0歳～3歳未満 (0～2歳)		3歳～学齢前 (3～6歳)		小学生 (7～12歳)		中学生 (13～15歳)		高校生・その他 (16～18歳)		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
R3年度	36	18.8%	49	25.7%	67	35.1%	29	15.2%	10	5.2%	191	100.0%
R4年度	36	18.5%	60	30.8%	69	35.4%	21	10.8%	9	4.6%	195	100.0%
R5年度	26	12.9%	67	33.3%	82	40.8%	19	9.5%	7	3.5%	201	100.0%

○被虐待者の年齢



○虐待を受けている子どもの年齢をみると、小学生が82件（40.8%）、3歳～学齢前が67件（33.3%）、0歳～3歳未満が26件（12.9%）、中学生が19件（9.5%）等となっている。

## 当事者であるこどもの権利擁護に関するアンケート結果のまとめ

### 1. アンケートの目的

・当事者であるこどもの権利擁護の取組について、「資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込み量」の認知度、利用度、満足度等を算出するためにアンケートを実施しました。

### 2. アンケート内容

・別添「施設等で生活しているみなさんへのアンケート」、「里親さんのおうちで生活している方へのアンケート」

### 3. 対象児童

- ・児童養護施設、里親家庭、ファミリーホームで生活している中学3年生以上の子ども
- ・回答率は84.1%（対象児童44人のうち37人が回答）

### 4. 回答のまとめ

#### (1) 学年別回答人数

	人数	割合
中学3年生	6	16.2%
高校1年生	14	37.8%
高校2年生	8	21.6%
高校3年生	7	18.9%
その他	2	5.4%
合計	37	

#### (2) 権利擁護の取組に係るこども本人の認知度

	知っている人数	割合
子どもの権利ノート	26	70.3%
意見表明	31	83.8%
苦情解決委員	7	23.3%
施設等の意見箱	17	56.7%
知らない	3	8.1%
未回答	0	0.0%

#### (3) 権利擁護の取組に係るこども本人の利用度・満足度

	Aとてもよかった	Bまあよかった	Cあまりよくなかった	Dよくなかった	E使ったことがない	未回答	利用度	満足度
子どもの権利ノート	2	6	0	1	25	3	24.3%	88.9%
意見表明	11	18	1	1	3	3	83.8%	93.5%
苦情解決委員	0	0	0	0	27	3	0.0%	—
施設等の意見箱	1	0	0	0	27	2	3.3%	100.0%
合計	14	24	1	2	82	11	83.8%	92.7%

\*利用度は「回答者」のうち「権利擁護の取組を一つでも利用した者」の割合

\*満足度は「A～Dと回答した者」のうち「AまたはBと回答した者」の割合

#### (4) 施設等でどのくらい自分の気持ちや考えを聞いてもらえるか

	人数	割合
聞いてもらえている	22	59.5%
少し聞いてもらえている	12	32.4%
あまり聞いてもらえていない	2	5.4%
聞いてもらえていない	1	2.7%
その他	0	0.0%
合計	37	



(5) だれに自分の気持ちや考えを聞いてもらっているか

	人数	割合
施設等の職員	30	81.1%
児童相談所の担当職員	17	45.9%
苦情解決委員	0	0.0%
学校の先生	12	32.4%
友達	21	56.8%
家族の人	11	29.7%
その他	2	5.4%
だれもない	2	5.4%

(6) こどもの権利に関する理解度

	知っている人数	割合
生きる権利	31	83.8%
育つ権利	31	83.8%
守られる権利	33	89.2%
参加する権利	29	78.4%

(7) こどもの権利擁護に関する取組に係るこどもの採点

	人数	割合
0点	0	0.0%
10点	1	2.7%
20点	2	5.4%
30点	1	2.7%
40点	5	13.5%
50点	5	13.5%
60点	3	8.1%
70点	1	2.7%
80点	10	27.0%
90点	0	0.0%
100点	9	24.3%



施設等名 ( )

## 施設等で生活しているみなさんへのアンケート



このアンケートは施設等の中でみなさんのきもちや意見を聞く方法についておたずねするものです。あなたにあてはまるものに○をつけてください。

1. あなたは何年生ですか？

- ① 中学校3年生    ② 高校1年生    ③ 高校2年生    ④ 高校3年生    ⑤ その他 ( )

2. 施設等の中で自分のきもちや考えを聞いてもらう方法について、あなたが知っているものぜんぶに○をつけてください

- ① 子どもの権利ノート    ② 意見表明※    ③ 苦情解決委員    ④ 施設等の意見箱    ⑤ 知らない  
(※児童相談所の職員が1年に1回施設等であなたのお話を聞かせてもらうこと)

3. 自分のきもちや考えを聞いてもらう方法を使ってみてどうでしたか？(あなたが使ったことがあるものぜんぶについて教えてください)

① 子どもの権利ノート

- A とてもよかった    B まあまあよかった    C あまりよくなかった    D よくなかった    E 使ったことがない

② 意見表明 (児童相談所の職員が1年に1回施設等であなたのお話を聞かせてもらうこと)

- A とてもよかった    B まあまあよかった    C あまりよくなかった    D よくなかった    E 使ったことがない

③ 苦情解決委員

- A とてもよかった    B まあまあよかった    C あまりよくなかった    D よくなかった    E 使ったことがない

④ 施設等の意見箱

- A とてもよかった    B まあまあよかった    C あまりよくなかった    D よくなかった    E 使ったことがない

⑤ その他 ( )

- A とてもよかった    B まあまあよかった    C あまりよくなかった    D よくなかった    E 使ったことがない

(裏面があります)

4. 自分のきもちや考えについて、施設等の中でどのくらい聞いてもらえていると感じますか？  
①聞いてもらえている ②少し聞いてもらえている

③あまり聞いてもらえていない ④聞いてもらえていない ⑤その他（ ）

5. 自分のきもちや考えについて、あなたはだれに聞いてもらっていると感じていますか？  
(あなたにあてはまる人ぜんぶに○をつけてください)

①施設等の職員 ②児童相談所の担当職員 ③苦情解決委員 ③学校の先生 ④友達

⑤家族の人 ⑥その他（ ） ⑦だれもない

6. 子どもには大きく4つの権利があります。あなたが知っている権利に○をつけてください

・生きる権利(病気やけがをしても治療を受けられること など)

①知っている ②知らない ③わからない

・育つ権利(学校に行ったり遊んだり休んだりできること など)

①知っている ②知らない ③わからない

・守られる権利(たたかれたり、けられたり、嫌なことを言われないように守られること など)

①知っている ②知らない ③わからない

・参加する権利(自由に自分の意見を言ったり、グループを作ったり自由な活動ができること など)

①知っている ②知らない ③わからない

7. 施設等の中で自分のきもちや考えを聞いてもらう方法について、あなたの満足度は何点ですか？  
あなたの気持ちにあてはまるところに○をつけてください。

0 ——— 20 ——— 40 ——— 60 ——— 80 ——— 100  
(ぜんぜん満足ではない) (とても満足)

ありがとうございました。

このアンケートはみなさんが今よりも楽しく安心して施設等で生活できるように生かしていきます



令和6年9月 島根県青少年家庭課

さとおや  
里親用

## さとおや せいかつ かた 里親さんのおうちで生活している方へのアンケート



このアンケートは里親さんのおうちでみなさんのきもちや意見を聞く方法についておたずねするものです。あなたにあてはまるものに○をつけてください。

1. あなたは何年生ですか？

- ① 中学校3年生    ② 高校1年生    ③ 高校2年生    ④ 高校3年生    ⑤ その他 ( )

2. 里親さんのおうちで自分のきもちや考えを聞いてもらう方法について、あなたが知っているもの  
ぜんぶに○をつけてください

- ① 子どもの権利ノート    ② 意見表明※    ③ その他 ( )    ⑤ 知らない  
(※児童相談所の職員が1年に1回里親さんのおうち等であなたのお話を聞かせてもらうこと)

3. 自分のきもちや考えを聞いてもらう方法を使ってどうでしたか？(あなたが使ったことがあるものぜんぶについて教えてください)

- ① 子どもの権利ノート  
A とてもよかった    B まあまあよかった    C あまりよくなかった    D よくなかった    E 使ったことがない

- ② 意見表明 (児童相談所の職員が1年に1回里親さんのおうち等であなたのお話を聞かせてもらうこと)  
A とてもよかった    B まあまあよかった    C あまりよくなかった    D よくなかった    E 使ったことがない

- ③ その他 ( )  
A とてもよかった    B まあまあよかった    C あまりよくなかった    D よくなかった    E 使ったことがない

4. 自分のきもちや考えについて、里親さんのおうちでどのくらい聞いてもらえていると感じますか？

- ① 聞いてもらえている    ② 少し聞いてもらえている  
③ あまり聞いてもらえていない    ④ 聞いてもらえていない    ⑤ その他 ( )

(裏面があります)

5. 自分のきもちや考えについて、あなたはだれに聞いてもらっていると感じていますか？

(あなたにあてはまる人ぜんぶに○をつけてください)

- ① 里親 ② 児童相談所の担当職員 ③ 苦情解決委員 ④ 学校の先生 ④ 友達  
⑤ 家族の人 ⑥ その他 ( ) ⑦ だれもない

6. 子どもには大きく4つの権利があります。あなたが知っている権利に○をつけてください

- ・ 生きる権利 (病気やけがをしても治療を受けられること など)  
① 知っている ② 知らない ③ わからない
- ・ 育つ権利 (学校に行ったり遊んだり休んだりできること など)  
① 知っている ② 知らない ③ わからない
- ・ 守られる権利 (たたかれたり、けられたり、嫌なことを言われないように守られること など)  
① 知っている ② 知らない ③ わからない
- ・ 参加する権利 (自由に自分の意見を言ったり、グループを作ったり自由な活動ができること など)  
① 知っている ② 知らない ③ わからない

7. 里親さんのおうちで自分のきもちや考えを聞いてもらう方法について、あなたの満足度は何点ですか？

あなたの気持ちにあてはまるところに○をつけてください。

0 ——— 20 ——— 40 ——— 60 ——— 80 ——— 100  
(ぜんぜん満足ではない) (とても満足)

ありがとうございました。

このアンケートはみなさんが今よりも楽しく安心して生活できるように生かしていきます

令和6年9月 島根県青少年家庭課



## 島根県社会的養育推進計画策定検討委員会設置要領

### (設置目的)

第1条 令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）等に基づき、新たに国から通知された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に即して、現行計画を見直し、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、島根県社会的養育推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、事務局の推薦により選出する。

### (委嘱期間)

第3条 委員を委嘱する期間は、策定検討委員会委員については、令和6年5月21日から令和7年3月31日まで、策定検討委員ワーキンググループについては、令和6年5月30日から令和7年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部青少年家庭課において処理する。

### (補助)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

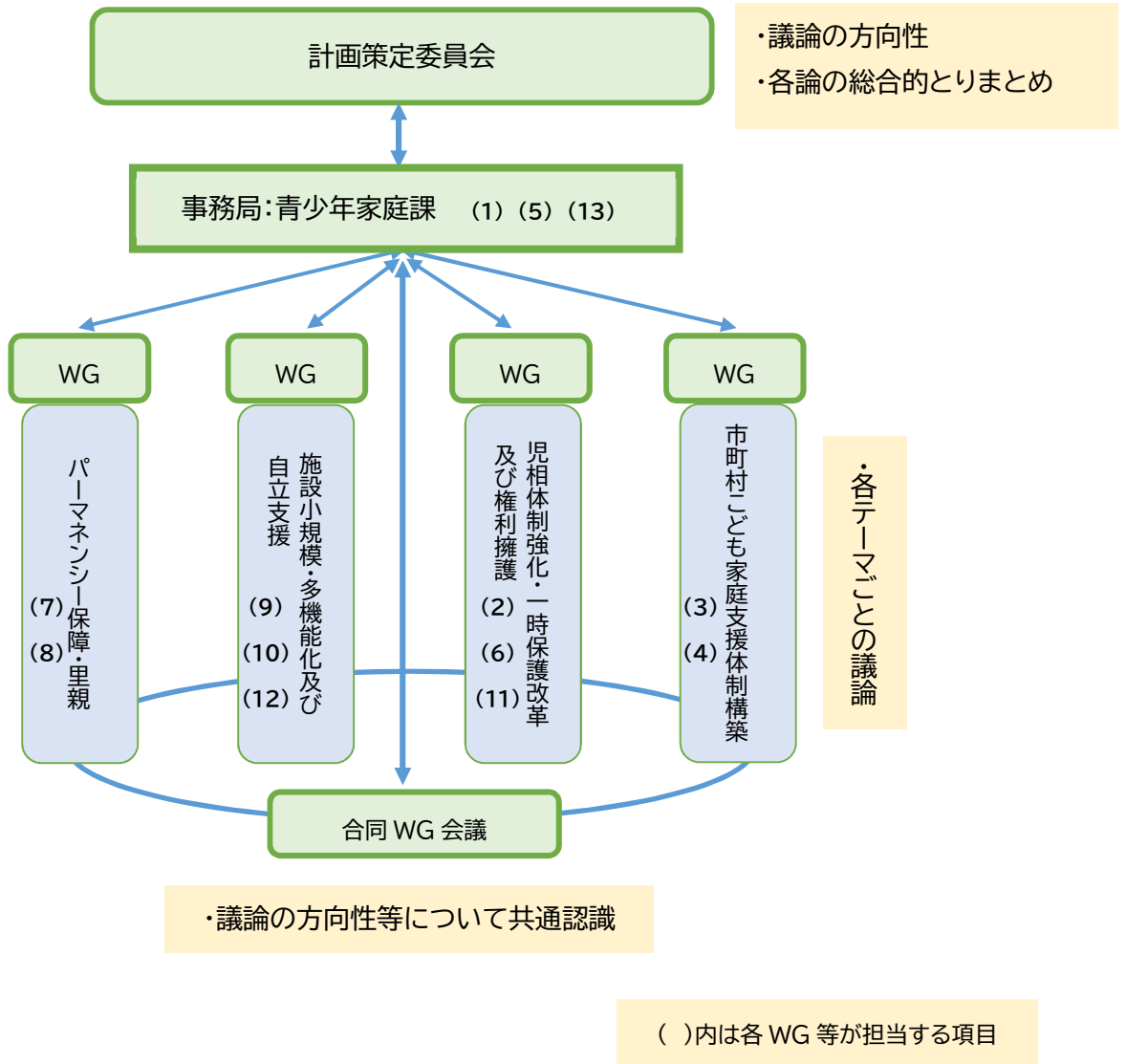
### 附則

この要領は、令和6年5月21日から施行する。



## 島根県社会的養育推進計画策定に係る検討体制について

【全体イメージ図】



パーマネンシー保障・里親WG	(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
	(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
施設小規模・多機能化及び自立支援WG	(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
	(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
	(12) 【新】 障害児入所施設における支援
児相体制強化・一時保護改革及び権利擁護WG	(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組
	(6) 一時保護改革に向けた取組
	(11) 児童相談所の強化等に向けた取組
市町村子ども家庭支援体制構築WG	(3) 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
	(4) 【新】 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

## 島根県社会的養育推進計画策定検討委員会 委員名簿

	所属・団体	役職	氏名
外部委員	公立大学法人島根県立大学人間文化学部 保育教育学科	教授	藤原 映久
	島根県弁護士会	弁護士	大國 暢子
関係機関 (団体・施設等)	医療法人つわぶき いしいクリニック	理事長	石井 尚吾
	島根県児童入所施設協議会	会長	景山 博教
	島根県助産師会	会長	上野 繁子
	島根県社会福祉士会 子ども家庭委員会	委員長	吉田 太郎
	島根県里親会	会長	関口 晃司
	松江赤十字乳児院	副院長	山崎 祥
関係者	社会的養護経験者		岸 君雄
	社会的養護経験者		藤原 柚月
市町村	松江市こども子育て部	部長	玉木 知江美
	出雲市子ども未来部子ども政策課	課長	杉原 るみ子
	美郷町健康福祉課	課長	石田 圭司
県	教育指導課子ども安全支援室	室長	高倉 信明
	中央児童相談所	所長	宮阪 敏章
	健康福祉部	次長	昌子 裕

### <オブザーバー>

関係課 健康推進課	課長補佐 細田 舞
子ども・子育て支援課	課長補佐 俵 純子
障がい福祉課	課長補佐 加藤照大

### <事務局>

青少年家庭課	課長 岩崎 靖
	調整監 北山 亜紀子
	調整監 竹崎 尋
	課長補佐 長岡 智子
	課長補佐 深田 明

島根県社会的養育推進計画策定検討委員会WG構成委員

所属・団体名	職名	氏名	備考
①パーマネンシー保障・里親WG			
出雲地区里親会	会長	三原 一郎	
カルマーレ	施設長	関口 英子	
松江赤十字乳児院	里親支援専門相談員	小池 彩望	
安来学園	里親支援専門相談員	森本 葵	
双樹学院	里親支援専門相談員	林 澄子	
中央児童相談所	里親担当	藤井 早希子	第4回は 三次隆浩副所長が代理出席
青少年家庭課	課長補佐	長岡 智子	○
青少年家庭課	主事	島田 優里	
8名			
②施設小規模・多機能化及び自立支援WG			
安来学園	主任保育士	佐伯 恵介	
双樹学院	院長	小林 生子	
聖煌寮	施設長	三上 妙光	
わかたけ学園	園長	永島 正治	
さざなみ学園	園長	片岡 久	
松江赤十字乳児院	院長	荒木 啓生	オブザーバー
島根東光学園	主任母子支援員	内田 愛	オブザーバー
出雲児童相談所	副所長	山根 謙介	第3回は 石飛勝相談支援第二課長が代理出席
障がい福祉課	課長補佐	加藤 照大	
青少年家庭課	調整監	北山 亜紀子	○
青少年家庭課	主任主事	齋藤 萌	
青少年家庭課	主事	後藤 佳奈	
青少年家庭課	主事	梅谷 堅三	
10名			
③児相体制強化・一時保護改革及び権利擁護WG			
大阪健康福祉短期大学 保育・幼児教育学科	准教授	壺田 弘行	
みらい	係長	上田 隼也	
松江学園	施設長	寺本 年生	
中央児童相談所	判定保護課長	石飛 美登里	
益田児童相談所	判定保護課長	玉木 秀憲	
青少年家庭課	課長補佐	深田 明	○
青少年家庭課	主幹	福代 健太	
7名			
④市町村こども家庭支援体制構築WG			
松江地区里親会	元会長	柏木 直人	
松江市こども子育て部こども家庭支援課	こども福祉係長	曾田 智史	
浜田市子ども・子育て支援課	専門技術員	上見 典子	
浜田児童相談所	所長	長谷川 美穂	
子ども・子育て支援課	課長補佐	俵 純子	
健康推進課	課長補佐	細田 舞	
青少年家庭課	調整監	竹崎 尋	○
青少年家庭課	係長	潮 幸江	
8名			

○：グループリーダー

# 誰もが、誰かの、 たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい  
それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない  
互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる  
そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、  
自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる  
未来への原動力

人が人のたからもの  
誰もが誰かの応援団

## いいけん、 島根県

